

会計年度任用職員のあらまし

—令和7年6月5日現在—

1 任用期間

採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。）

任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報酬等 ①報酬月額（報酬額等は改定される場合があります。）

「K-1」：172,000 円／標準月額

「K-2」：172,000 円／標準月額

「K-3」：172,000 円／標準月額

「K-4」：172,000 円／標準月額

「K-5」：172,000 円／標準月額

「K-6」：160,900 円／標準月額

「K-7」：160,900 円／標準月額

「K-8」：160,900 円／標準月額

②通勤経費 交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の18日分相当）を支給
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給

③その他 期末、勤勉手当を支給

3 休 暇 ①年次休暇

任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）

②年始・年末の休暇

1月1日～3日及び12月29日～31日

③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。

4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

5 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 勤務時間・勤務場所について

- ・4週間を平均して1週間当たり30時間です。
- ・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・業務の都合等により変更される場合があります。
- ・施設敷地内は全面禁煙です。

区分	番号	主 な 勤 務 場 所	勤務時間
K	1	国保年金課 (中央区元城町)	8:30~17:15 の間の 7.5 時間 (週 4 日) 又は 6.0 時間 (週 5 日)
	2	中央健康づくりセンター (旧中・西・南区) (中央区元城町、雄踏一丁目、江之島町)	
	3	浜名健康づくりセンター (浜名区貴布祢、引佐町井伊谷)	
	4	健康増進課 (中央区鴨江二丁目)	
	5	健康増進課口腔保健医療センター (中央区鴨江二丁目)	8:30~17:15 の間の 7.5 時間 (週 4 日) ※施設の開錠作業のため、 <u>月 2 回程度 7:30~16:00 の勤務割振</u> があります。
	6	中央福祉事業所生活福祉第一課 (中央区流通元町)	8:30~17:15 の間の 7.5 時間 (週 4 日) 又は 6.0 時間 (週 5 日)
	7	中央福祉事業所児童家庭課 (中央区流通元町)	
	8	中央福祉事業所児童家庭課 (中央区雄踏一丁目)	